

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報第 56 号 別冊



教 総 第 1 5 7 4 号

令 和 2 年 1 1 月 1 8 日

横浜市代表監査委員

藤野 次雄 様

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也



監査結果に基づく措置等について（通知）

標記について、地方自治法第252条の38第6項に基づき別添のとおり通知
します。

提出案件 全39件（別添のとおり）

教育委員会事務局総務課

Tel 671-3280

Fax 663-5547

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 子どもの力を伸ばす教育の推進

2 横浜市立高校グローバル人材育成事業（国際交流推進事業）について

[監査結果]

指摘1 海外研修旅行の旅行地選定手続について

ガイドラインに「事前に高校教育課長と協議すること」と記載されているとおり、高校教育課長と各学校とで事前協議を行う必要がある。仮に書面のやり取りをもって、事前協議の実施とする場合であったとしても、行先や経費について協議を行った顛末を記録する必要がある。

[講じた措置]

海外研修旅行に関するガイドラインの定めに従って、行先や経費に関して高校教育課長と各学校とで事前協議を行い、その顛末を記録するようにしました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 子どもの力を伸ばす教育の推進

5 国際理解教育推進事業（国際理解教室）について

[監査結果]

意見3 小学校国際理解教室外国人非常勤講師の報酬について

小学校国際理解教室外国人非常勤講師就業要綱に、報酬として1時間当たりの単価の記載があるが、そこに記載されている単価が何を根拠として制定されたかは不明とのことであった。一般的には、市民に説明できるよう、単価の根拠を整備しておく必要がある。

[講じた措置]

地方公務員法等の改正を受け、令和2年4月1日より非常勤講師の身分が一律に会計年度任用職員に移行されました。このことに伴い、報酬単価を含む勤務条件の整理を行いました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 子どもの力を伸ばす教育の推進

6 国際理解教育推進事業（国連国際学校教員派遣事業）について

[監査結果]

意見4 国連国際学校教員派遣事業の派遣者選定について

アクティブラーニングなどは英語に限らず、他の教科でも意味があるため、英語以外の教員からも選ばれるよう、派遣される教員の選考をするための要綱等を整備することが望ましい。また、派遣される教員の質の向上や教員のモチベーションアップのためにも、教員間に当該事業を周知し、自主的な立候補者が増えるような環境整備を目指すことが望ましい。

[講じた措置]

次期派遣者選定（令和4年度又は5年度）の際は意見を踏まえた選定方法を検討します。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 子どもの力を伸ばす教育の推進

8 小学校校務システム運用事業及び中学校校務システム運用事業について

[監査結果]

意見6 校務システム入札時のランニングコストの考慮について

現在の小学校及び中学校の校務システム開発当時は、ランニングコストを考慮しない選定がなされ、随意契約が締結されている。次に改めて校務システムが開発される際には、ランニングコストも考慮した選定がなされる必要がある。

[講じた措置]

平成29年6月より総務局行政・情報マネジメント課がICTの調達に関し、一括でアドバイス及び指摘をする体制になったことにより、現在では、ランニングコストも考慮した選定がなされるように変わっています。次期の調達の際は、ランニングコストも考慮した選定を行っていきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

2 教職員の働き方改革について

[監査結果]

意見7 教職員の業務内容の整理について

教職員が担う業務の適正化に取り組んでいるところであるが、引き続き、教職員の業務の整理を進める中で、勤務時間の短縮を図っていくべきである。

教職員の実施している業務について、校内における委員会等の精選、学校行事の取捨選択、職員室業務アシスタントに任せる業務の拡大など、さらに、教職員の業務内容の整理を進める必要がある。

また、個々の学校や個人の取組では限界があるような課題については、教育委員会事務局で全体的な取組を推進していく必要がある。

[講じた措置]

教職員の業務の整理を進める中の取組の1つとして、今まで教職員が行っていたプール清掃業務のうち約200校分を事務局一括契約により外部へ委託し、令和2年8月末までに実施しました。

また、同じく教職員が行ってきたエアコンのフィルター清掃については、「学校施設における感染症対策教育環境向上事業」にて各校へ配当された予算の使用用途の1つとして位置づけられ、各校にて外部委託ができる環境となっています。

引き続き教職員の業務内容の整理を進めていきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

2 教職員の働き方改革について

[監査結果]

意見8 教職員の長時間勤務の分析について

個々の学校における時間外勤務の適正な把握や、時間外勤務の要因分析は、管理監督者である校長の役割の一つではあるが、教育委員会事務局としても、各学校において、それらの把握が各学校の負担とならない形で実施できるよう、継続的に支援をしていく必要がある。

また、各学校において分析した要因に応じて、継続的に取組を進めていくことが重要である。

[講じた措置]

働き方改革に関する各校の取組や教育委員会事務局の事業を紹介する「働き方改革通信：Smile」にて、令和2年4月号より、時間外勤務時間数のチェック方法を周知しています。

また、教職員庶務事務システムの改修により、個人単位での時間外勤務時間数の把握を、より容易に行えるようにしました。

教育委員会事務局としても、引き続き、把握した時間外勤務データの要因分析を進めるとともに、要因を踏まえた取組を進めていきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

2 教職員の働き方改革について

[監査結果]

意見9 教職員の勤務時間の把握について

教職員の勤務時間の管理に、ICカードによる出退勤管理を導入しており、いわゆる在校等時間を勤務時間として把握しているが、校外勤務について記録をつけていないため勤務時間としていないケースが見受けられた。

勤務時間の適正な把握につとめるよう、教育委員会事務局としても指導を行っていく必要がある。

[講じた措置]

校外勤務に関する勤務時間の把握については、平成30年3月から、出張命令の入力が勤務時間外であれば、その記録を時間外勤務時間として取り込むなど、可能な限り機械的に記録できるよう整備しており、教職員が適正に記録を行うことで、勤務時間として把握されます。

働き方改革に関する各校の取組や教育委員会事務局の事業を紹介する「働き方改革通信：Smile」等にて、出退勤の打刻を実績どおりに行うことの意義を、あらためて周知していきます（R2年8月号にて実施）。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

2 教職員の働き方改革について

[監査結果]

意見10 留守番電話の設定について

留守番電話の設定をするかしないかなどの選択が、校長に任されているが、各学校が設定しやすくなるよう、教育委員会事務局から保護者・地域に対して改めて働きかけを行うなど工夫して、留守番電話の設定を促進するべきである。

[講じた措置]

働き方改革に関する各校の取組や教育委員会事務局の事業を紹介する「働き方改革通信: Smile」の令和2年2月号にて留守番電話設定校数が増えている状況を取り上げ、HPやTwitterで周知し、留守番電話設定の促進に向けた取組を行いました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

2 教職員の働き方改革について

[監査結果]

意見11 長時間勤務者等の健康相談について

80時間超時間外勤務者には校長等は、健康相談室等の面接を勧奨することとなっているが、健康相談室等の面接を受けていない教員が多数いる。

長時間勤務者等について、突然に休職したりすることのないように、さらに積極的に健康相談を受けるようにすることが望ましい。

[講じた措置]

対象者及び対象職場の管理職に対して、システムによる面接勧奨を引き続き実施していきます。

なお、80時間超時間外勤務者のうち定期健康診断結果等により健康リスクが高い教職員に関しては、本人及び管理職に対して教職員健康相談室から電話で体調確認もしています。また、教職員の健康に関する情報を発信している「教職員健康相談室だより」で、長時間労働の改善や健康相談の必要性について周知していきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

3 職員室業務アシスタント事業について

[監査結果]

意見12 職員室業務アシスタントの増員について

規模の大きい学校においても、職員室業務アシスタントは1名であるため、依頼事項を全校対象の事項に絞っているなど、教員が職員室業務アシスタントに頼みたい業務はまだある状況である。

規模の大きい学校について、職員室業務アシスタントを複数名にすることを検討されたい。

[講じた措置]

小・中・義務教育学校の中で大きな規模の学校は、教職員の加配がされることが多く、学級担任を持たない教員が多く在籍しています。また、事務職員が複数名配置されていることもあるため、職員室業務アシスタントの複数配置をしていません。

人員の確保や財政状況等、さまざまな課題もあるため、職員室業務アシスタントを複数名配置することについて、今後も検討を進めていきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

4 中学校部活動支援事業について

[監査結果]

意見13 指導力の不足する学校・部活動の状況把握について

小中学校企画課は、部活動の指導力の不足している学校・部活動を調査していないが、今後、教員の負担を積極的に減らしていくためには、部活動指導員を活用する余地のある学校・部活動を把握したうえで、部活動指導員を任用する必要がある。

部活動指導員の推薦がない学校や、「横浜市立中学校部活動指導員配置希望書」の提出のない学校に対して、部活動指導員の配置を希望しない理由を調査するとともに、改めて制度の周知を行うなど、積極的に外部人材等の活用を促すことが望ましい。

[講じた措置]

引き続き、部活動指導員の配置及び「横浜市立中学校部活動指導員配置希望書」についての通知を各校に発出し、制度の周知及び外部人材の活用を図りました。

部活動指導員の配置を希望しない理由の調査については、部活動指導員配置希望書の提出状況を見て、調査の必要性を検討します。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

4 中学校部活動支援事業について

[監査結果]

意見14 部活動指導員の拡充について

部活動外部指導者は謝金支払の対象となる指導回数が1人当たり上限:60回/年となっているため、指導力の高い部活動外部指導者に、学校が上限以上の活動回数を希望しても、それ以上の活動は、謝金の対象外になる。

一方、部活動指導員は、顧問や引率を命じることもできるため、教員の負担軽減に直結することから、部活動外部指導者から部活動指導員にシフトさせていくことが望ましいと考える。

ホームページでの公募に加え、スポーツ推進委員、公益財団法人横浜市体育協会、地元大学、総合型地域スポーツクラブ等との連携や、スポーツ指導者の照会システムの活用、スポーツボランティア、横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座修了者への案内など、スポーツ推進施策とのコラボレーションにより、部活動指導員制度の認知度を高めていくとともに、確実な人材確保に努め、学校への任用を進めることが望ましい。

[講じた措置]

令和2年度より、部活動指導員・部活動外部指導者の両職種を一本化し、部活動指導員とすることとしました。これにより、従来の部活動外部指導者の謝金支払の対象となる上限指導回数が無くなり、顧問や引率を命じることも可能になりました。

また、部活動指導員については、引き続きホームページでの公募及び周知を行うとともに、民間団体が行う今年度の部活動指導員養成講座の実施時期の確認をしました。

今後も引き続き、部活動指導員の人材確保に努め、学校への任用を進めます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

Ⅱ 教職員の働き方改革

5 教員確保対策事業について

[監査結果]

指摘2 旅費の精算について

平成29年度11月～平成30年2月の教員確保の出張旅費970,835円について、約1年後の平成30年10月に起案している。

教員確保の出張旅費についても、本来、毎月、支出処理すべきである。

さらに、年度末における予算執行残高の確認の際に、担当者全員によるチェックをすべきである。

[講じた措置]

指摘を受け、支払手続に遅れが生じることがないように、執行管理簿を作成し、毎月の支出処理を適切に実施しております。

また、年度末の予算執行残高についても、複数の担当者により執行管理簿の確認を徹底しております。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

2 日本語支援推進事業について

[監査結果]

意見 21 日本語支援推進事業における教材について

国際教室の担当教員は、毎年6～7割が新たに担当する教員であるが、日本語指導に慣れていない新たな担当者が、教材の選択から始めるのは、効率が悪い。

国際教室の教材が統一されていないが、日本語のレベルに応じて、基本的な教材を一定程度統一して揃えることが望ましい。

[講じた措置]

日本語指導の教材については、担当教員が参考とすることができるよう教材リストを示すとともに、統一的な教材として、ひらがな（清音）の初期指導のための独自教材「ひまわり練習帳」を発行しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

4 学校給食物資購入委託事業等について

[監査結果]

指摘3 取引実態に合致しない契約形態及び支払形態の見直しについて

物資購入委託業務契約については、取引実態から判断して市及び食育財団が意図している契約形態及び支払形態である確定契約の分割払によることが合理的であると考えられることから、市は見直しに向けて検討を進める必要がある。

[講じた措置]

指摘を受け、取引実態に即して見直しに向け検討を進めた結果、令和2年度契約より確定契約に変更しました。また、支払時期について検討した結果、前金払である分割払ではなく、履行後の部分払とすることで本市・財団が合意したため、部分払に変更しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

4 学校給食物資購入委託事業等について

[監査結果]

指摘4 契約締結伺の記載の意図とは異なる契約書の作成について

契約事務手続の流れの中では、複数段階でチェック機能が働くような仕組みが整備されているが、本件については有効に機能しているとは言い難い。チェック機能が有効に機能するよう善処されたい。

[講じた措置]

指摘を受け、令和2年度契約事務手続にあたっては、所管課・経理担当課双方で再度内容の精査を行い、各段階において書類等に不整合がなく、適切な手続が取られていることを確認しました。引き続き契約の内容や意図が、各段階の書類に適切に不整合なく反映され、適切な契約事務手続が行われるよう取り組んでまいります。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

4 学校給食物資購入委託事業等について

[監査結果]

指摘5 市における契約書の内容と支出命令書との間の齟齬について

物資購入業務について、契約書に記載されている支払形態と支出命令書に記載されている支払形態との間に齟齬がある。契約書の内容を支出命令書に正しく反映させる必要がある。

[講じた措置]

指摘を受け、令和2年度より契約書の内容を支出命令書に正しく反映させています。今後とも適正な支出事務に努めてまいります。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

4 学校給食物資購入委託事業等について

[監査結果]

意見 24 食育財団の精算報告について市と食育財団との協議不足について

物資購入委託業務について、年間の業務完了時に市は食育財団から精算報告として概算払金精算書及び収支計算書を入手しているが、これらの入手書類の内容に関する市の理解が不十分である。例えば、食育財団では期末預金残高（平成 31 年 3 月 31 日現在 51,813 千円）が残っているが、当該残高の内訳（期末未払金の精算に備えた残高、自主事業から生じた残高、効率的な委託事業の実施による自己努力の結果としての残高等）について詳細に把握していない。仮に、市が食育財団の期末預金残高の内訳を詳細に把握できていれば、食育財団による効率的な委託事業の実施による自己努力の結果としての残高を、翌年度以降の学校給食物資購入事務委託費の積算に反映させることが可能になるものと思われる。

市は食育財団からの精算報告の内容について理解を深めるため、入手書類について食育財団から十分な説明を受けるとともに、翌年度以降の学校給食物資購入事務委託費積算のためのより綿密な協議を行うことが望ましい。

[講じた措置]

意見を受け、食育財団の令和元年度精算報告及び決算報告について、食育財団より説明を受けました。今後の学校給食物資購入事務委託費の積算に当たっては、食育財団からの説明内容を踏まえたうえで、より綿密な協議を行ってまいります。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

5 食育財団が実施する学校給食物資購入業務等について

[監査結果]

意見 25 特定資産に係る取扱要領の作成について

公益財団法人会計取扱要領では「特定資産の使用方法等は明確にすべきである。」とされている。現行の内部決裁による取り決めに替えて、市との調整の上、積み立ての目的、方法、目的取り崩しの要件、目的外取り崩しの要件、運用方法を定めていくことが望ましい。

[講じた措置]

意見を受け、積み立ての目的、方法、目的取り崩しの要件、目的外取り崩しの要件、運用方法について定めた「特定資産取扱規程」を令和2年3月に制定しました。当規程については令和2年3月に食育財団理事会で承認され、横浜市にも共有済です。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

5 食育財団が実施する学校給食物資購入業務等について

[監査結果]

意見26 固定資産台帳への適時登録について

年度末にまとめて処理を行う場合、登録漏れや除却漏れが発生するリスクが高まるため、固定資産の取得・除却があった都度固定資産台帳への登録を行うことが望ましい。

[講じた措置]

意見を受け、固定資産の取得・除却については都度固定資産台帳への登録を行うこととしました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

5 食育財団が実施する学校給食物資購入業務等について

[監査結果]

指摘6 総勘定元帳と固定資産台帳との不整合について

決算処理を行うにあたり、総勘定元帳と固定資産台帳が整合するかをチェックすることが必要である。

[講じた措置]

指摘を受け、令和元年度決算処理より、総勘定元帳と固定資産台帳が整合するかをチェックしております。今後の決算処理にあたっては必ず確認してまいります。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

5 食育財団が実施する学校給食物資購入業務等について

[監査結果]

指摘7 タクシーチケットの適正な管理について

タクシーチケットの不正使用を防止するため、管理簿等を作成し使用状況の管理を行うべきである。また、ミミの摘要欄へ必ず使用目的・使用者を記載するとともに、書き損じや破棄の場合はその事由を記載する必要がある。

[講じた措置]

指摘を受け、タクシーチケットを管理簿で管理するようにし、タクシーチケットのミミの摘要欄への使用目的・使用者の記載の有無や、書き損じや破棄の場合の記載の有無と併せて確認することとしました。なお、新管理簿については令和元年12月18日に健康教育課が当財団において現物確認済みです。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV 学校生活のきめ細やかな支援

5 食育財団が実施する学校給食物資購入業務等について

〔監査結果〕

指摘8 規程等の適時な改廃について

経理規程第15条の規定が実態と合っていないため、当該規定を実態に合わせて改正すべきである。規程等の改定にあたっては、法制度や会計システムの変更が見込まれる場合には必ず現行規定との照合を行い、漏れなく対応することが必要である。

〔講じた措置〕

指摘いただいた規程について、令和2年3月の理事会で改正いたしました。今後、法制度や会計システムの変更が見込まれる場合は必ず現行規定との照合を行い、漏れなく対応してまいります。

（参考）経理規程改正内容

旧規定

第15条 伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票の3種類とする。

改正規定

第15条 伝票は、会計伝票をもって収入・支出を記録する。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 安全・安心な教育環境の整備

2 小中学校整備事業（新增改築）について

[監査結果]

意見 27 学校施設の長寿命化対策の意思決定の記録について

学校施設の長寿命化対策において、文部科学省が提言する長寿命化改修の手法を採用するか否かは、以降長期間にわたる学校施設整備の方向性を左右し、今後、小中学校で学ぶ児童・生徒をはじめとする多くの市民に影響を与える、重要な意思決定であったと考えられる。本件質問に対する説明内容から、方針決定にあたって市の学校施設の現状を踏まえた検討が行われたことは推察できる。しかしながら、本件は本来であれば、市民に対する説明責任を果たすと同時に、後世における政策評価に資するという観点から

- ・「横浜市小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（平成29年5月）策定の際に、長寿命化改修の採用適否を検討課題として明示し、検討過程を議事録として残す
- ・「文部科学省が提唱する長寿命化手法を採用しない」ことの方針決定についての稟議決裁を取る
- ・「基本方針」又は「学校施設の長寿命化計画」において、文部科学省提言の長寿命化改修に対する市の考え方を記載する

等の対応が強く望まれたと考える。

本件意思決定について、今後、時間の経過と共に経緯が不明確になってしまう事態は避ける必要があると考えられるため、現存する文書への補足等の形で、本件方針決定に至る過程、根拠、意思決定の事実などを文書として残しておくことが望まれる。

また、今後、中長期の方針にかかわる意思決定や判断を、どのように実施し、どのように文書化するか、再度検討することが望まれる。

[講じた措置]

意見を踏まえ、学校施設の長寿命化に係る検討過程や根拠等を補足した文書を決裁し、保存しました。

今後も、中長期の方針決定に関わる文書は、後世の政策評価に資するよう、決定過程や根拠等が分かるよう適切に文書管理していきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 安全・安心な教育環境の整備

2 小中学校整備事業（新增改築）について

[監査結果]

意見 28 低強度コンクリート建物の調査について

文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」で耐震改修済みの低強度コンクリート建物を「要調査」として一般建物と区別しているのは、低強度コンクリート建物の場合、耐震改修が完了していたとしても、耐震診断・補強設計の信頼性、補強の効果に疑問が残ることを考慮し、長寿命化による長期間の建物利用可否に一定のリスクを認識しているものと思われる。

文部科学省が提唱する「長寿命化改修」の方式では、長寿命化改修の実施時期である築40年～築50年程度の期間で躯体の詳細な調査が実施され長寿命化の可否が見極められるのに対し、市の手法では躯体の詳細な調査となる耐力度調査の実施が目標耐用年数である70年のかなり間近になるケースも想定されうる。

このことを考慮した場合、耐力度調査の優先順位の決定に際し、現在適用している最古の校舎の築年数及び平均築年数という指標に加え、耐震診断において低強度コンクリート建物と認定されたかどうか、今後は判断の要素の一つに加える必要がないか、検討することが望まれる。

[講じた措置]

現時点では築70年間近の学校施設の耐力度調査を行っているものはありませんが、今後、築70年近くになるものも増えてくると想定されます。

このため、低強度コンクリート建物の認定状況についても耐力度調査の判断要素に加味し、多角的な要素から調査対象を選定できるよう、関係機関の協力を得て情報整理を進めていきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 安全・安心な教育環境の整備

2 小中学校整備事業（新增改築）について

[監査結果]

意見 29 学校施設建替事業の人員と業務効率化について

すでに検討が開始されているが、今後の建替え校舎急増は市が今まで経験したことのない事態であると思われるため、担当職員の育成に要する時間も含めて、綿密な中期人員計画を策定し、建替え事業が円滑に進捗するよう、適時に必要な人員の増強を行うことが望ましい。

また、人員面での拡充だけでなく、現在の10倍超となる件数の建替え事業を、どのように円滑かつ効率的に管理するかという観点から、業務プロセスの見直しも同時に進めることが望まれる。

[講じた措置]

学校施設の建替えは、当局だけでなく、他局の体制等にも影響するため、事業手法の在り方とともに、関係局と調整し、円滑に事業が進められるよう調整していきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 安全・安心な教育環境の整備

2 小中学校整備事業（新增改築）について

[監査結果]

意見 30 学校施設建替事業費の財源確保について

学校施設建替は、今後長期間にわたり多額の費用を必要とする事業であるため、中長期的視点で財源確保の方策を検討すると同時に、引き続き国に対して財政的補助の強化を要望・提案することが望まれる。

[講じた措置]

従前より、本市の国要望において、補助率の見直しなど提言しており、今後も引き続き、国に対して提言していきます。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 安全・安心な教育環境の整備

3 学校特別営繕費について

[監査結果]

意見 31 状態監視保全における優先度の高い工事の早期実施について

適切な状態監視保全の継続的な実施は、学校施設を目標耐用年数の全期間にわたって良好な状態で維持するために極めて重要な施策であると考えられる。したがって、状態監視保全の実施のために必要と判断された修繕工事の大半が翌年以降に持ち越されている現状は、状態監視保全による学校施設の長寿命化という市の方針に照らして望ましいとは言えず、必要と判断された修繕が適時に実施されるよう、予算面での配慮が強く望まれる。少なくとも「早期に措置が必要であるため優先度を上げているもの」と分類された工事を年度内に遅滞なく実施することは、喫緊の課題であると考ええる。

[講じた措置]

必要な修繕を実施するため引き続き予算の確保に努めてまいります。

また「早期に措置が必要であるため優先度を上げているもの」のうち、ご指摘のあった件については、今年度までに、一部の工事を実施しております。未着手の学校については、現状を把握し、次年度の工事候補の選定に際して、配慮してまいります。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

意見 32 学校納入金事務の担当者、責任者の明確化について

準公金事務取扱マニュアルに従った対応がされていない。「学校納入金事務処理分担表」を作成し、担当者、責任者を明確にすることで手続きの漏れや誤りが発生しないようにするべきである。

[講じた措置]

A 小学校

当該校においては、空欄となっていた箇所に事務担当者名を記載し、「学校納入金事務処理分担表」を作成しました。また、準公金マニュアルに従って事務処理を行うよう、学校内の関係者でマニュアルの該当部分を再確認しました。

発生原因が準公金マニュアルの内容の理解不足にあったことから、再発防止策として、準公金マニュアルの改訂にあわせ、指摘事項とマニュアル該当ページがわかる資料、必要な帳票をイラストで表示した資料を事務局で作成し、3月27日に全校に周知・配付しました。

C 中学校

学校納入金事務処理分担表で記載されている事務のうち副校長が担当者欄に記載されているものが3分の2であったため、適切な事務処理の分担ができていない状況でした。対策として、特定の者に担当が偏らないよう事務処理の分担を見直しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

指摘11 収入伝票の作成、保管について

準公金事務取扱マニュアルに従った対応がされていない。収入伝票は作成・保管されなければならない。

[講じた措置]

A 小学校

当該校においては、収入伝票を作成するとともに、所定の鍵付きキャビネットなどに保管することとしました。また、準公金マニュアルに従って事務処理を行うよう、学校内の関係者でマニュアルの該当部分を再確認しました。

発生原因が準公金マニュアルの内容の理解不足にあったことから、再発防止策として、準公金マニュアルの改訂にあわせ、指摘事項とマニュアル該当ページがわかる資料、必要な帳票をイラストで表示した資料を事務局で作成し、3月27日に全校に周知・配付しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

指摘12 金銭出納簿への確実な記載と、簿外処理の禁止について

準公金事務取扱マニュアルに従った対応がされていない。金銭出納簿には適切かつ網羅的に収入・支出の内容と金額が記録されなければならない。出納簿外での収入・支出が存在することは簿外の不明瞭な現預金を持つことになってしまい、適切な準公金の執行が困難となるおそれがあるため、そのようなことがないように全ての収入・支出について出納簿を通して処理すべきである。

[講じた措置]

C 中学校

記載漏れした件についての支出を確認し、金銭出納簿に記載しました。

発生原因がマニュアルの確認不足であったため、再発防止策として担当職員及び副校長、校長において「準公金事務取扱マニュアル」の再確認を行い、全ての収入・支出について記載漏れがないよう適正な管理を行います。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

指摘13 職員による立替払いに係る事務の適切な執行について

職員による立替払いは、会計処理上誤りが生じやすいため、通常の支払いをした場合とは異なる会計処理をすることが準公金事務取扱マニュアルで定められている。職員が立替払いを行った場合には、準公金事務取扱マニュアルに従って適切に会計処理を行う必要がある。

[講じた措置]

D中学校

職員の立替払いについての記載漏れを、準公金事務取扱マニュアルに従い適正に記載しました。

また、当該立替払いについての記載漏れの発生原因が職員の知識不足にあったことから、再発防止策として、準公金に係る事務に従事する職員を対象とした研修及び関係職員を対象とした審査事務のポイントなどに関する研修を行いました。

その上で、当該講じた措置、研修の内容について校内に周知しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

指摘15 保護者への徴収金の使途の通知について

担当者は、準公金事務取扱マニュアルに記載されている徴収金の使途について「学校納入金のお知らせ」等による保護者への通知が漏れないようにすべきである。

[講じた措置]

A 小学校

当該校においては、徴収計画とは別に、学年ごとに徴収金の使途について保護者へ通知することとしました。また、準公金マニュアルに従って事務処理を行うよう、学校内の関係者でマニュアルの該当部分を再確認しました。

発生原因が準公金マニュアルの内容の理解不足にあったことから、再発防止策として、準公金マニュアルの改訂にあわせ、指摘事項とマニュアル該当ページがわかる資料、必要な帳票をイラストで表示した資料を事務局で作成し、3月27日に全校に周知・配付しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

意見 33 支出伝票の作成について

準公金事務取扱マニュアルによると、支出伝票には支出内容を個別に記載しなければならず、まとめて記載することは認められない。注文書、納品書、請求書については個数と単価を個別に記載する必要がある。

[講じた措置]

A 小学校

当該校においては、支出伝票には支出内容を個別に記載するようあらためました。また、準公金マニュアルに従って事務処理を行うよう、学校内の関係者でマニュアルの該当部分を再確認しました。

発生原因が準公金マニュアルの内容の理解不足にあったことから、再発防止策として、準公金マニュアルの改訂にあわせ、指摘事項とマニュアル該当ページがわかる資料、必要な帳票をイラストで表示した資料を事務局で作成し、3月27日に全校に周知・配付しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

3 準公金について

[監査結果]

指摘 16 支出伝票の記載事項について

準公金事務取扱マニュアルによると、支出伝票は内容を具体的に記載しなければならず、支出伝票における決裁日は、支払がいつ決裁を受けたものであるかを示す重要な情報であるため、必ず記載すべきである。

[講じた措置]

B 小学校

記載漏れのあった伝票に決裁日を記載し直ちに是正しました。

また、記載漏れの原因が教職員の知識不足にあったことから、再発防止策として、準公金担当者を対象とした研修を実施し、準公金事務取扱マニュアルの内容確認を実施しました。なお、準公金担当者対象の研修は令和2年度4月にも実施しました。

・令和元年10月28日再発防止研修実施

内容：準公金マニュアルの内容確認と支出伝票作成方法の確認

対象者：管理職・事務職員・各学年会計担当者（準公金担当者）

参加人数：12名

・令和2年4月3日会計担当者研修実施

内容：準公金マニュアルの内容についての理解研修と支出伝票作成時の注意点とその確認方法について

対象：各学年会計担当者（準公金担当者）と事務職員

参加人数：管理職も含め12名

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

4 「公金・準公金の取扱いに関する訪問調査」について

[監査結果]

意見 34 学校訪問調査及び同調査票の内容について

「学校訪問調査票において指摘されていたが修正されていなかったもの」については、訪問調査において指摘した事項の改善についてのフォローが十分でないと考えられる。調査後のフォローとして、全体の調査結果を全校宛てに通知する、事務長の学校訪問や研修等で調査結果をもとにポイントを伝えたりしているが、訪問調査において指摘した事項について確実に改善されたことを確認することが必要である。

「学校訪問調査票に調査項目として記載されていないが不備があったもの」については、対応していない場合に重大な問題となるもの、対応ができていない可能性が高いもの、に着目して調査を行うため、学校訪問調査票の内容を見直すことが必要である。

なお、監査手続における質問の際に、「収入伝票作成の必要性を認識していなかった」という発言があり、学校配当予算執行要領や準公金事務取扱マニュアルがあるにもかかわらずその内容を十分に把握できていない、もしくはその意義や重要性についての認識が十分に浸透していないことが考えられる。そのため、その内容について十分に認識させるための研修などを実施することを検討するべきである。現場で使いやすいような簡易版マニュアルや業務チェックリストなどを作成することも考えられる。

[講じた措置]

今年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「公金・準公金の取扱いに関する訪問調査」に代えて、全校を対象に「公金・準公金の取扱いに関する自己点検」を実施しています。点検の結果不備があった場合は、年内を目途に改善状況の報告をもらい、状況を確認します。また、点検項目については、監査での指摘事項、過去の調査で不備が多かったもの、対応していない場合に重大なものを抽出し、関係課で共有を図りながら設定しました。

準公金に係る指摘事項のほとんどが、準公金マニュアルの内容の理解不足が発生原因であったことから、再発防止策として、準公金マニュアルの改訂にあわせ、指摘事項とマニュアル該当ページがわかる資料、必要な帳票をイラストで表示した資料を事務局で作成し、3月27日に全校に周知・配付しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

6 市立学校における情報セキュリティ管理について

[監査結果]

意見 38 端末機等の統一的な運用管理方法について

管理方法を各学校での運用に委ねたままでは、管理水準を十分に確保できないおそれがある。

適正な管理水準の確保の観点から、総務課及び小中学校企画課において統一的な管理方法を定め、各学校に対し適切な指導を行うことが望ましい。

[講じた措置]

統一的な管理運用について YCAN に掲載し、各学校に令和2年2月13日に学校便利帳及びメールにて周知しました。

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

6 市立学校における情報セキュリティ管理について

[監査結果]

指摘 23 USBメモリの適切な管理について

情報資産管理者である学校長は、要綱第10条第2項に基づくUSBメモリの盗難防止対策として、学校が保有するすべてのUSBメモリを「記録媒体（USB等）管理簿」に記載し情報資産の管理を適切に実施すべきである。また、今後保有状況が変わった場合には、適時に更新を行うことが必要である。

[講じた措置]

各学校において「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」等の周知徹底を令和2年2月13日に学校便利帳及びメールにて通知し、周知徹底を図りました。

C 中学校

未作成だった共用USBメモリの「記録媒体（USB等）管理簿」を作成しました。また、今後保有状況が変わった場合には、適時に更新を行うことを周知しました。

発生原因が職員の知識不足にあったことから、再発防止策として、情報に係る事務に従事する職員を中心に全職員を対象とした研修を行いました。

- ・実施日：令和2年1月24日
- ・研修内容：記録媒体の管理について
- ・対象者：全職員
- ・参加人数：30名

令和元年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI 市立学校の運営

6 市立学校における情報セキュリティ管理について

[監査結果]

意見 40 情報セキュリティ検査の統一的な実施等について

情報セキュリティ検査を各学校でそれぞれ実施するのは、学校間での対応に差が出るおそれがあるとともに、非効率であると考えられる。

総務課及び小中学校企画課は、各学校における情報セキュリティ検査のあり方を検討し、情報セキュリティに精通した者が具体的な指示及び指導を行うことが望ましい。

[講じた措置]

実施手順及びチェックシートを作成し、令和2年2月13日に学校便利帳及びメールにて管理職及び事務職員に周知し、教職員向けに「情報セキュリティ自主点検」及び「情報セキュリティ事故対応訓練」を行い、セキュリティ検査の体制を整えました。